

皆様のためのお役立ち情報を発信します。保険や投資を学んでいきましょう！

今回のお話「外貨で資産形成は今がチャンス！」

私たちが豊かに暮らしていくうえで必要なお金。みなさんが持つ資産の中でも現金は「日本円」という方がほとんどだと思います。「日本で暮らしているし、日本円だけ持つていれば十分」とお考えかもしれません、「円」を含む通貨の価値は定められたものではなく、他のモノとの比較や経済状況によって常に変動します。そして、「円」の価値が他の通貨に対して高いか低いかで、私たちの生活は大きく左右されているのが現状です。円安による物価上昇が続く中、円預金だけでは大切な資産を十分に守れない可能性があります。

そんな中、資産を増やしたいと考えている方は、外貨預金や米国株式、そして米国株式を対象とした投資信託など、積極的な資産運用に目を向けてみるのも一つの方法です。以前から外貨による資産運用の商品は多く存在しましたが、ここ最近の金利の高さは注目です。

下のグラフは、弊社で取り扱いのある「外貨建て終身保険」の金利の変遷を表しています。
5年前、ちょうどコロナ禍だった時と比べてここ最近は金利の高い状態が続いている。



こういった外貨建て保険は、お客様からお預かりした日本円を外貨に替え、株ではなく外国債を買うことで運用していく仕組みの商品です。日本円で、日本国債を買い運用する商品もありますが、金利はやはり米国債の方が高く、それに伴い資産も増えやすいのが現状です。もちろん外貨建て保険はリスクがあり、株式投資は為替変動や市場の動きによって利益がでることもあれば、損失を出す場合もあります。万が一の際や、満期等で保険金を受け取る際に為替の急激な変動があり、突然円高になって大きな損失が出そうになった場合は、ドルで受け取るなどの対策を取りましょう。

何も分からぬまま、保険の契約をすることや、金融商品を買うことは大変危険です。事前にしっかりと仕組みやリスクを理解した上で、自分に合った資産運用方法を選択することが大切です。一緒に考えてみませんか？

遺族年金が変わるかも？



もしも大切な家族を亡くし、さらに生活の基盤も失ってしまった場合、すぐに経済的に自立し安定した日々を取り戻すのは難しいことでしょう。遺族年金とは、亡くなられた方に生計を維持されていたご家族が、引き続き安定した生活を送ることを目的としています。「国民年金」なのか「厚生年金」なのかといった加入状況や、その家族構成によって支給される金額や期間は異なりますが、支給される年金は、ご遺族の方にとってとても重要なものです。

この遺族年金の制度が見直され、2028年4月から段階的に改定が行われることになりました。巷では「改悪」などという声も聞かれます。本当に改悪かどうかはさておき、支給される対象者や対象期間が大きく変わるので、皆さんと確認していきましょう。

一番影響を受けると考えられるのは、夫が厚生年金に加入している、子どものいないご夫婦です。これまでの制度では、夫が亡くなった際、妻が30歳未満であれば給付期間は5年間に限られていたのに対し、妻が30歳以上であれば年金が生涯支給されるという違いがありました。また、妻が亡くなった場合、55歳未満の夫には子どもがいないと年金が支給されません。しかし今回の改正では、性別に関係なく60歳未満の配偶者については原則として5年間の有期給付となり、男女差や年代による不公平が解消されます。これにより、現在の制度では対象外だった子どものいない若い男性配偶者にも遺族厚生年金が支給されるようになりますが、生涯支給されていた30歳以上の妻にとっては受給期間が短くなり、その影響は大きいと言わざるを得ません。

ここで重要なのが、保険です。中でも、生計を維持していた方が亡くなった際に必要な保障をお届けする「収入保障保険」がとても重要です。実はここ1年以内で、弊社が取り扱う保険会社のうち数社が、この収入保障保険の改定を行いました。（遺族年金の改定があることを知っていたのでしょうか？）保障内容が充実するなどの魅力的な改定が多く、さらに保険料が安くなるケースもあります。お子さんがいる・いないに関わらず、万が一の保障は残された方のその後の暮らしを左右するとても重要な備えです。現在、収入保障保険を検討されている方はもちろん、すでに若いころに加入されたという方も、一度見直してみると良いかもしれません。

LINE公式アカウントは[こちら](#) ↓

LINE公式アカウントもご活用ください！



収入保障保険・外貨建て保険なども、複数の保険会社を取り扱っております。またNISAやiDeCoなどのご相談も承ります。

お気軽にお問い合わせください！



総合保険代理店
株式会社First